

Weekly Report

第435号
平成29年11月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年から変わる求人・募集に関するルール

職業安定法の改正に伴い、来月1月から労働者の募集や求人申込みに関するルールが変わります。

◆労働条件などの明示ルールを強化

ハローワーク等への求人申込みや、ホームページ等で労働者の募集を行う際、求人票や募集要項に明示しなければならない労働条件等として、以下の事項が追加されました。

◎試用期間……試用期間の有無、試用期間があるときはその期間や労働条件を明示します。

◎労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称

◎派遣労働者として雇用しようとする場合、その旨

◎固定残業代を支給する場合……賃金に関して、固定残業代を支給する場合は、*手当の額、*固定残業時間数、*手当を除いた基本給の額、*固定残業時間を超えた場合に割増賃金を追加で支給する旨、などを明示します。

◎裁量労働制を採用する場合……労働時間に関して、裁量労働制を採用する場合は、その旨を明示します。

◆労働条件等の変更等に係る明示

また、求職者との労働契約締結前に、求人募集の際に明示した労働条件が変更される場合は、求職者に変更内容を速やかに明示しなければならないこととされました。これは、当初の明示の範囲内で特定された労働条件を提示する場合（例えば、当初「月給25万円～30万円」と示し、「月給25万円」に確定する場合など）も該当します。

変更の明示方法は、①当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する、②労働条件通知書において、変更された事項に下線を引く、着色する、脚注を付ける、といった方法で行います。

軽減税率対策補助金は31年9月まで延長

31年10月から消費税率を10%に上げるとともに、①飲食料品（酒類・外食を除く）、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）については、税率8%に据え置く軽減税率制度が導入される予定です。

これに伴い、中小企業等が複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行う場合に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」が実施されています。

同補助金の実施期間は、これまで30年1月31日が期限となっていました。31年9月30日まで延長されることになりました。これに合わせて申請受付期限も設定されることとなります。

年金機構からの「マイナンバー確認リスト」

日本年金機構が管理している被保険者等の情報（氏名、性別、生年月日、住所）と、住民票の記載情報が相違している等により、同機構でマイナンバーが確認できない方がいるようです。

そのため、マイナンバーが確認できない被保険者及び被扶養配偶者（第3号被保険者）が在籍する事業所の事業主には、同機構から12月中旬以降、「マイナンバー等確認リスト」が送付されます。

★11月30日(木)は、所得税予定納税第2期分の納付期限。振替納税の方は、預貯金残高の確認を。